

随意契約理由

令和 6 年(2024 年) 7 月 30 日

契 約 担 当 課 名	総務部 行政総務課
発 注 担 当 課 名	総務部 行政総務課
契 約 名 称	郵便料金計器一式の賃貸借 長期継続契約 令和6年（2024年）10月1日～令和11年（2029年）9月30日
契 約 内 容	郵便料金計器一式の賃貸借
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年 7 月 30 日 令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日
契 約 の 相 手 方 (所 在 地 ・ 名 称)	ピツニーボウズジャパン株式会社
契 約 金 額	月額 198,000 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 郵便計器の製造を行っているのは、ピツニーボウズジャパン株式会社以外に 2 社あるが、処理スピード、自動計量機能など、本市が求める仕様を満たす製品を製造、賃貸借を行っているのは同社のみであるため。